

監査法人の入会等に関する届出について

日本公認会計士協会

1. 届出が必要な場合

監査法人（または監査法人を設立しようとする者）は、次の場合に、協会に申請または届出をしなければなりません。

- ①監査法人の名称の審査を受けるとき（設立・名称変更・合併の事前）
- ②設立が完了したとき
- ③定款変更があったとき
- ④定款変更を伴わない事実の変更（社員資格変更、事務所移転等）があったとき
- ⑤合併したとき
- ⑥解散し、協会を退会するとき
- ⑦清算終了したとき

2. 届出の方法

届出は郵送と窓口へ直接提出する方法があります。郵送の場合は次の宛先まで送付してください。また、窓口については平日9時～17時（昼休憩時間12時～13時を除く）の受付となっています。

【提出先・問い合わせ先】

〒102-8264 東京都千代田区九段南4丁目4番1号
日本公認会計士協会 総務本部 会員登録グループ
（電話：03-3515-1122）

3. 各種届出について

① 監査法人の使用名称を決めるとき（設立・名称変更・合併の前）

監査法人の設立、名称変更及び合併に際しては、使用名称について、あらかじめ協会に問い合わせを行わなければなりません。（倫理規則第23条第3項）

監査法人の名称に関する取扱要領を参照のうえ候補を決定し、名称の照会を行ってください。なお、審査は、月1回以上開催される登録審査会にて行われ、結果は文書で通知されます。

【提出書類】

- ・監査法人の名称について（照会） （監査法人の名称に関する取扱要領別記様式）

② 監査法人の設立が完了したとき

監査法人設立の登記が完了し、公認会計士法（以下「法」といいます）第34条の9の2に基づく成立の届出を金融庁長官（窓口は各財務局。以下同じ）へ行った後には、遅滞なく入会届出書を協会に提出することとされています。（監査法人の届出に関する細則（以下「細則」といいます）第3条第1項）

なお、社員となった公認会計士個人の変更登録申請手続が別途必要ですのでご注意ください。

また、監査法人の入会にあたっては、個人の会員と同様に入会金4万円と施設負担金5万円が必要であり、毎月の会費も発生します。

【提出書類】

- ・入会届出書（細則様式第2号）、正副2通
- ・入会金・施設負担金の振込明細書等のコピー
- ・履歴事項全部証明書
- ・金融庁長官に届出を行った際に提出した書類すべての写し（コピー）

【入会金及び施設負担金振込先】（手数料は監査法人で負担）

銀行名：三菱東京UFJ銀行
支店名：市ヶ谷支店
口座種別：普通
口座番号：0098177
口座名義：ニホンコウニンカイケイシキョウカイ

③ 定款の変更があったとき

監査法人は、定款の変更があった場合、法第34条の10に基づき金融庁長官に定款変更の届出をすることとなっています。そして、当該届出を行った後には、遅滞なく定款変更届出書を協会に提出することとされています。（細則第4条第1項）

ただし、定款変更の内容が社員の住所変更に係るもののみである場合は、協会に対する定款変更の届出は不要です（細則第5条第1項。この場合でも金融庁長官への定款変更届出は必要です）。当該社員個人の公認会計士変更登録の手続を行ってください。

【提出書類】

- ・定款変更届出書（細則様式第3号）
- ・金融庁長官に届出を行った際に提出した書類すべての写し（コピー）
- ・社員の加入、脱退、事務所が異なる法務局管轄へ移転する等、登記事項の変更も伴う場合は、履歴事項全部証明書

④ 定款変更を伴わない事項につき変更があったとき

社員資格の変更（社員→代表社員等）、定款の変更を伴わない事務所の移転及び連絡先の変更については以下の書類をもってお知らせください。

なお、法人の社員及び勤務する公認会計士等の登録内容も変更が生じますので、別途、当該個人の変更登録の手続も行う必要があります。

【提出書類】

- ・ 監査法人変更届出書（細則様式第4号）
- ・ 履歴事項全部証明書の写し

⑤ 監査法人が合併したとき

監査法人は、合併した場合、法第34条の19第3項に基づき金融庁長官に合併の届出をすることとなっており、当該届出を行った後には、遅滞なく合併届出書を協会に提出することとされていますが（細則第9条第1項）、合併のケースにより協会への届出内容は異なりますので、会員登録グループにお問い合わせください。

合併の結果、社員または勤務している公認会計士の登録事項や準会員の会員登録事項に変更が生じる場合は、当該個人の変更登録申請の手続も併せて必要です。

また、合併後の監査法人の名称が合併する法人の名称と異なるものを使用するものであるときは、1. の名称照会の手続が事前に必要ですのでご注意ください。

【提出書類】

- ・ 合併届出書（細則様式第5号）
- ・ 金融庁長官に届出を行った際に提出した書類すべての写し（コピー）
- ・ 合併後の法人の履歴事項全部証明書

⑥ 監査法人が解散したとき

監査法人は、解散した場合、法第34条の18第3項に基づき金融庁長官に解散の届出をしなければなりません。当該届出を行った後、遅滞なく退会届出書を協会に提出しなければなりません。（細則第10条第1項）

なお、法人の社員及び勤務する公認会計士等の登録内容も変更が生じますので、別途、当該個人の変更登録の手続も行ってください。

【提出書類】

- ・ 退会届出書（細則様式第6号）
- ・ 履歴事項全部証明書
- ・ 金融庁長官に届出を行った際に提出した書類すべての写し

⑦ 解散後、清算が終了したとき

法人解散後、清算が終了したときには、清算人は法第 34 条の 21 の 4 に基づき金融庁長官にその旨の届出をしなければなりません。(※他の届出と異なり財務局長ではない点に注意)

また、当該届出提出後遅滞なく、清算終了の届出を協会に提出しなければなりません。(細則第 10 条第 3 項)

【提出書類】

- ・ 清算終了届出書 (細則様式第 7 号)
- ・ 履歴事項全部証明書

以 上